

平成29年度
中城湾港新港地区物流拠点化支援事業補助金
募集要領

平成29年9月13日
中城湾港開発推進協議会

- ・ 本事業は、中城湾港新港地区物流拠点化支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づいて実施しています。
- ・ 本募集要領は、交付申請の手続きを記載しているほか、交付要綱において別に定めることとされている事項及び交付要綱の施行に関し必要な事項を定めております。
- ・ 事業者の皆さまにおかれましては、本募集要領だけでなく、交付要綱の内容についても、確認のうえ申請を行ってください。

1 目的

本事業は、中城湾港新港地区に就航する船舶を利用し海上輸送を行うフォワーダーに対し、中城湾港新港地区物流拠点化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本地区の物流拠点化の促進と定期航路の充実を図ることを目的としています。

2 補助の内容

(1) 補助対象事業者

以下の①～③の要件を全て満たす必要があります。

① 中城湾港新港地区に立地するフォワーダー

※ 「立地」とは、新港地区内で賃貸工場、上屋等公共施設の使用許可を受けること、または分譲地を購入し操業を開始することをいいます。

※ 「フォワーダー」とは、貨物利用運送事業法で規定する貨物利用運送事業者など、荷主から貨物を預かり、荷主の代行として輸送を依頼する者をいいます。

② 沖縄県、沖縄市及びうるま市に施設使用料及び土地貸付料の未納がない者

③ 補助事業終了後も継続して操業する計画を有している者

(2) 補助対象貨物

以下の①・②の要件を全て満たす必要があります。

① 沖縄県が実施する京阪実証実験の航路を利用した海上輸送事業にかかる貨物

② 他の補助事業者から輸送依頼を受けたものではない貨物（※）

(3) 補助対象期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 補助金の額

補助対象貨物の補助対象期間における取扱実績に応じて 1 R/T あたり 1,000 円

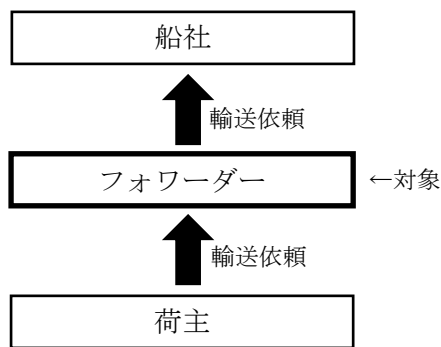
※ 補助金の予算額が不足する場合は、上記の定めにかかわらず、予算の範囲内において、各社へ按分額を交付します。（その場合は交付決定通知書と併せて、按分基準等についてもお知らせします。）

※ 交付額は、1,000 円未満の端数を切り捨てます。

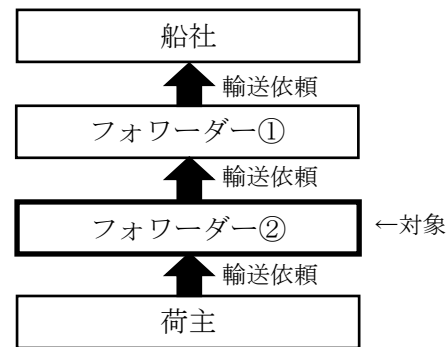
(※) 【「(2)補助対象貨物」の要件②について】

同一の貨物に対する輸送に補助対象事業者が2社以上介在する場合は、より荷主に近いものから輸送依頼を受けた補助事業者が対象となります。

例1 フォワーダーが1社の場合



例2 フォワーダーが2社以上の場合



3 申請方法

(1) 提出書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 貨物取扱計画書（第1号様式 別紙）
- ③ 登記簿、定款（写し）
- ④ フォワーダーであることを証する書類（写し）
（貨物利用運送事業法にかかる許可証等）
- ⑤ （公共施設の使用許可を受けている場合）公共施設の使用許可書（写し）

(2) 募集期間

平成29年9月13日（水）～平成29年9月27日（水）

(3) 提出書類の提出期限

平成29年9月27日（水）17時まで（郵送の場合は当日必着）

※提出された書類は返却いたしません。

(4) 提出先

〒904-2234

沖縄県うるま市州崎12-94（企業立地サポートセンター内）

中城湾港開発推進協議会事務局 担当 石嶺

TEL：(098)921-0225 FAX：(098)921-0325

Email：m-ishimine@nakagusuku-port.jp

4 スケジュール



5 お問い合わせ先

(1) うるま市役所 企業立地雇用推進課 担当 宮城

〒904-2292

沖縄県うるま市みどり町 1-1-1

TEL : (098)923-7611 FAX : (098)923-7623

Email : takashi-m@city.uruma.lg.jp

(2) 沖縄市役所 企業誘致課 担当 仲宗根

〒904-8501

沖縄県沖縄市仲宗根町 26-1

TEL : (098)929-3308 FAX : (098)929-0260

Email : nakasonekeiya@city.okinawa.lg.jp